

「学校における働き方改革プラン」

令和2年10月

中泊町教育委員会

～はじめに～

本町においても多くの教職員が平日だけではなく休日にも長時間勤務を行っており、疲労や心理的負担を抱えながら業務を行っている状況であります。

現在、「学校における働き方改革」が全国的に進められており、教職員の業務の軽減を図り、限られた時間の中で、自らの専門性を生かしつつ、児童生徒等に接する時間を十分確保し、教職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教職員の人間性を高め、児童生徒等に必要な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すことが、「学校における働き方改革」の目指すところとです。

目次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | プランの位置付 | 1 |
| 2 | 策定の目的 | 1 |
| | (1) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備 | 2 |
| | (2) 部活動時間の軽減 | 2 |
| | (3) 在校時間の把握と意識改革 | 2 |
| | (4) 学校を支える人員の確保 | 2 |
| | (5) 教職員業務の見直し・業務の改善 | 3 |
| 3 | 保護者・地域社会の理解促進 | 3 |
| 4 | 町内小・中学校における働き方改革に向けた取り組み | 3 |
| | (1) ICT整備事業の取り組み | 3 |
| | (2) 業務縮減に向けた取り組み | 3 |
| | (3) 夏季休業中の学校閉庁日の設定について | 4 |
| 5 | 今後の取り組み | 4 |
| | (1) 働きやすい環境を構築するための方策 | 4 |
| | (2) 部活動による負担を軽減するための方策 | 5 |
| | (3) 学校への調査等の精選及び印刷物の軽減、 その他の事務処理の方策 | 7 |
| | (4) 外部対応による負担を軽減するための方策 | 7 |
| | (5) 学校給食費の徴収に関する公会計化 | 7 |
| | (6) 学校における取組 | 7 |
| 6 | 保護者・地域等の理解・協力のもとでのとりくみの推進 | 8 |

1 プランの位置づけ

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、設置者である教育委員会が、改善目標を含む実施計画を策定することが必要です。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。こうした中、学校現場において教員は日々子供たちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教員の長時間労働の実態が明らかとなり、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。また、中泊町では、心や身体の健康はもとより、地域や町全体の健康の達成に向けて取り組んでいるところです。

このような中、平成31年1月に中央教育審議会がまとめた「学校における働き方改革」に係る答申や、文部科学省が告示として公示した指針、青森県教育委員会が作成した「学校における働き方改革プラン」を踏まえ、中泊町教育委員会は、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2 策定の目的

本プランは、教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを持って働くことや、教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることにより、本町教育のさらなる充実につながることを目的とし、以下の方向性を講じていくこととします。

- (1) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備
- (2) 部活動時間の軽減
- (3) 在校時間の把握と意識改革
- (4) 学校を支える人員の確保
- (5) 教職員業務の見直し・業務の改善

(1) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

- ① 長時間労働を改善し、教員一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽できる機会を確保することにより、教育の質の向上を図ります。
- ② 教員自身が個人や家族で過ごす時間を確保するとともに、育児や介護などの事情を抱えた教員を支援することにより、教員自身が安心し、誇りをもって働くことができる環境を整備します。

(2) 部活動時間の軽減

- ① 学校における他の教育活動とのバランスの観点や、特に中学校において部活動指導が教員の長時間労働の一因となっている現状から、「国のガイドライン」及び「県の指針」を踏まえ、町教育委員会作成した「中泊町部活動の在り方に関する方針」の周知徹底を図ります。
- ② 町教育委員会は「中泊町部活動の在り方に関する方針」に基づき、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すほか、「部活動指導員」や外部指導員の活用を進めていきます。

(3) 在校時間の把握と意識改革

- ① 勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、まずは管理職やサービス監督権者である教育委員会が、教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、ICTの活用やタイムレコーダー等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を目指して取り組みます。
- ② 在校時間の客観的な把握を契機として、管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進します。
- ③ 教員の意識改革と長時間労働の解消を図るため、中泊町立小・中学校のうちからパイロット校を指定し、意識改革等の進め方について研究します。

(4) 学校を支える人員の確保

- ① 組織的な学校経営を一層推進していくため、教頭や教務主任等がその職責を果たせる体制を整備していきます。
- ② 個別の教育課題を解決するための教員の配置や外部人材の活用等について引き続き実施していきます。

- ③ 「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの一層の活用を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動の充実を図ります。

(5) 教職員業務の見直し・業務の改善

- ① 教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しや、統合型校務支援システムの導入等、ICT化の推進などに取り組み、教員の負担の軽減を図ります。
- ② 学校における業務のうち、特に調査や依頼等への対応についての負担感が強いことが指摘されており、その精選を図ります。

3 保護者・地域社会の理解促進

学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的について、保護者や地域社会の方々にも理解していただく必要があります。今後、学校における働き方改革の意義や取組について、保護者の方々に理解していただくとともに、地域社会の方々の理解を促進するため、啓発活動を進めます。

4 町内小・中学校における働き方改革に向けた取組

(1) ICT 整備事業の取り組み

町教育委員会では、令和元年度に中里小学校、中里中学校に校務用パソコンとパソコン教室用のパソコンの導入し、令和2年度には、武田小学校、薄市小学校、令和4年度には、小泊小学校、小泊中学校にも導入し、システムの再構築等を行い、ICT機器を活用した分かりやすい授業の実現に向けた環境を整備するとともに、校務処理や教材研究、授業準備などの業務の効率化を図ってきました。

(2) 業務縮減に向けた取り組み

平成30年10月、職務に専念する義務の免除について、中泊町職員が職務に専念する義務の特例に関する条例並びに職務に専念する義務の特例に関する規則、中泊町立小学校及び中学校の管理に関する規則、中泊町立小学校及び中学校の職員の服務に関する規定により取り扱いをしてきているところであります。

しかしながら、近年は事務量の増大、事務の繁雑化が一段とすすんできて

いることから、事務の効率化を行うため、中泊町立小中学校の教職員が職務に専念する義務の免除の取り扱いについて示したものであります。

今後も引き続き、町内小中学校における業務改善に向けた取組を推進し、教員の長時間労働や負担感の解消を図っていく必要があります。

(3) 夏季休業中等の学校閉庁日の設定について

教職員の多忙化が社会問題化する中、文部科学省は平成29年12月に、教員の働き方改革を進めるため緊急対策を公表しました。教員は研修や部活動指導があり、休暇を所得できないと指摘があり、教員が有給休暇を取得するため、夏休みや冬休みなどに学校閉庁日を一定期間設け、休暇が取りやすい環境を整えることなどが盛り込まれました。

このことを受け、平成30年度において、町教育委員会と町内小中学校が連携し、学校現場の現状を真摯に受け止めて、教職員一人ひとりが仕事と生活バランスをとり、リフレッシュして元気な姿で、ゆとりをもって児童・生徒と向き合うことができる環境をつくることが大切だと考えていることから、夏季休業期間中に3日、冬季休業期間中に1日を学校閉庁日としています。

5 今後の取り組み

町教育委員会では、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり方針を示し、町内小中学校に働き方改革を進めていきます。

(1) 働きやすい環境を構築するための方策

① 教職員の意識改革

ア 町教育委員会は、年次休暇のさらなる利用促進が図られるよう、年次休暇利用促進の通知等により、これまで以上に学校への周知に努めます。

イ 町教育委員会は毎年度、学校閉庁日の実施状況を取りまとめ、関係機関へ周知します。

ウ 町教育委員会は、学校等又は個々人の単位で、それぞれ着用務改善が図られるよう、意識の醸成に努めます。

エ 教育委員会は、働きやすい職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

② 弾力的な勤務時間の割振り

町教育委員会は、修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生

徒を指導する学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備、地域祭の巡回及び登下校中の交通安全指導における変形勤務時間制の活用の推進を図るため、学校への一層の周知に努めます。

③ 教職員の勤務状況の把握の徹底

町教育委員会は、教職員の長時間勤務の状況について客観的な方法により把握し、教職員の荷重労働による健康障害の防止に努めます。

④ 地域の人材の有効活用

町教育委員会は、学校評議員や学校運営協議会により、地域の教育力を活用して、学校運営の充実を図ります。

⑤ 専門スタッフの配置促進等

町教育委員会では、専門スタッフを効果的に配置・活用します。

ア 児童生徒や保護者等への相談活動を行う、県から派遣されたクールカウンセラーの配置

イ 福祉や医療などの関係機関と学校との連携により助言や支援を行う、スクールソーシャルワーカーの配置

ウ 小学校に在籍する多動傾向や介助を必要とする児童のほか、中学校における不登校や問題行動の生徒の学校生活を支援するための学校生活支援員の配置

(2) 部活動による負担を軽減するための方策

① 部活動に係るガイドラインの周知徹底学校の部活動はスポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、本町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えている。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等と生徒の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が大きいと考えています。

しかしながら、特に運動部活動では、勝利主義に陥り、指導者や保護者が勝敗に対し過度な期待を寄せ、長時間の練習や多数の試合によって、生徒の生活全体の調和が保たれない場合があることが問題としてあげられている。さらには、教員の勤務時間の適正化の面からも、部活動の在り方について改善の必要が指摘されています。

スポーツ庁では、平成30年3月に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目に

応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。また、文化庁では平成30年12月に、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

そこで、町教育委員会では「国のガイドライン」及び「県の指針」を踏まえ、「中泊町部活動の在り方に関する方針」（以下「町の方針」という。）を策定しました。

町では、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で実施されることを望んでいることから「中泊町部活動の在り方に関する方針」の周知徹底を図っていきます。

② 「中泊町部活動の在り方に関する方針」では、休養日や活動時間等について以下のように定めています。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

エ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

③ 顧問教員の負担軽減

ア 顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる学校職員として新たに位置付けられた「部活動指導員」を検討します。

- (3) 学校への調査等の精選及び印刷物の縮減、その他の事務処理の方策
- ① 町教育委員会が依頼する調査等について、目的や頻度、時期等を改めて精査するなど、調査等の精選を図っていきます。
 - ② 調査結果の共有化による重複項目の解消を検討するとともに、調査等の様式や依頼方法、提出方法の工夫・改善などにも取り組んでいきます。
 - ③ 町教育委員会内印刷物について、縮減又は電子データによる配布に変更することにより、ペーパーレス化と学校現場の負担軽減を図っていきます。
 - ④ 町教育委員会は、定めている様式や事務手続きの簡略化を進めます。
 - ⑤ 町教育委員会は、報告書等を送付する際の鏡を省略するなど、報告の簡略化を進めます。
 - ⑥ 教育委員会は、電子メールやFAXでの提出を推進します。
- (4) 外部対応による負担を軽減するための方策
- ① 学校訪問指導に係る負担の軽減
 - ア 町教育委員会は、学校訪問を実施する際に準備する書類の熟知徹底に努めます。
 - ② 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減
 - ア 町教育委員会は、学校運営上のトラブル等に対して学校が組織的に対応できるようにするために、必要な情報の提供について検討します。
- (5) 学校給食費の徴収に関する公会計化
- 町教育委員会は、学校給食費等の徴収に関して、未納者への督促等を含め、徴収・管理について、学校の負担軽減を図るため、公会計化を検討します。
- (6) 学校における取組
- 町教育委員会は、学校では以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、学校実情に即した具体的な取組を、校内の意思統一を図りながら主体的・組織的に推進するものとします。
- 働きやすい環境を構築するための方策
- ① 教職員の年次教科の計画的利用を推進します。
 - ア 職員の年次休暇の計画的利用を推進します。
 - イ 職員の子どもの学校行事等があった時に職員が年次休暇を取得できるように配慮します。
 - ウ 長期休業期間における年次休暇の積極的利用を推進します。
 - エ 学校閉庁日を積極的に設定します。

② 職員間の信頼関係構築

ア 職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図ります。

イ 職員が気兼ねなく情報交換や相談ができる雰囲気醸成に努めます。

ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりを心がけます。

③ 職員間の業務の平準化

ア 業務運営が公立的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。

イ 職員の希望を考慮した校務分掌の割振りを行うとともに、職員の勤務状況に応じて業務量が適正になるよう校務分掌の調整を図ります。

ウ 職種間で業務を分担し合える体制づくりに努めます。

④ 業務が集中した場合のサポート体制の整備

担当する業務棟について情報交換を密にし、職員同士の連携を強めます。

⑤ 複数担当制等の工夫

ア 各分掌の主担当・副担当の業務を明確にし、共通理解を図ります。

イ 部活動等における児童生徒引率当の業務について、担当者が分担して対応します。

6 保護者・地域等の理解・協力のもとでの取組の推進

これまで学校・教職員が慣習的に行ってきた業務の中には、教職員の情熱と献身的な努力により担ってきたものが少なくありません。また、それらの業務の多くは範囲が曖昧なままおこなっている実態があり、それらの業務について明確化・適正化を図ることは、教職員の働き方改革を推進するためには必要不可欠です。

教職員が効果的な教育活動を行うためには、子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を校内で明確にし、保護者や地域等に伝え、理解を求めることが求められます。その上で、基本的に学校以外の主体にお願いしたい業務や教職員の負担軽減のための業務等について保護者・地域等に丁寧に説明し、その役割を主体的・対話的に委ねることが大切です。

町教育委員会では、保護者・地域等の理解・協力により、学校における働き方改革を推進していきます。